

「取引所外国為替証拠金取引口座設定約諾書」新旧対照表

平成29年2月3日

(下線部分変更)

新	旧
<p>第 21 条 (免責事項)</p> <p>1 ～2 (省略)</p> <p>3. <u>取引所及び貴社が</u>、諸届その他の書類に使用された印影又は署名を届出の印鑑又は署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については<u>取引所及び貴社がその責めを負わないこと。</u></p> <p>4～8 (省略)</p> <p><u>9. 取引所の定める業務規程その他諸規則に基づき、取引所が過誤のある注文により成立した取引所為替証拠金取引を取り消すことによって生じた損害については、過誤のある注文を執行した取引参加者に故意又は重過失がない限り、当該取引参加者が、その責めを負わないこと。</u></p>	<p>第 21 条 (免責事項)</p> <p>1 ～2 (省略)</p> <p>3. 貴社が、諸届その他の書類に使用された印影又は署名を届出の印鑑又は署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については貴社がその責めを負わないこと。</p> <p>4～8 (省略)</p> <p>9. (新設)</p>

以上